

第三十三号議案

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

江戸川区営住宅条例（平成十四年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項第四号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第十一条第一項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 使用者（省令第八条で定める者に限る。第二十七条第三項において同じ。）が第二十四条の規定による収入に関する報告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、区長は、前項の規定にかかわらず、当該使用者の区営住宅の使用料を、毎年度、令第二条で定めるところにより、省令第九条で定める方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第十四条第一項中「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十七條第一項」の下に「若しくは第三項」の下に「若しくは第三項」を加え、「令第十一条」を「令第十二條」に、「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十七條第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十八条第一項中「第十条」を「第十一条」に改める。

第十九条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第二十五条第一項中「前条の報告」の下に「、第十一条第二項又は第二十七条第三項の規定により把握した収入」を加える。

第二十七条第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 使用者が第一項の規定に該当する場合において第二十四条に規定する収入に関する報告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、区長は、第十一条第二項の規定及び前二項の規定にかかわらず、当該使用者の区営住宅の使用料を、毎年度、令第八条第三項により準用する同条第二項で定めるところにより、省令第九条で定める方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第二十九条第一項中「江戸川区営住宅高額所得者審査会」の下に「（以下「審査会」という。）」を加える。

第三十条第一項中「第二十七条第一項」を「第二項並びに第二十七条第一項及び第三項」に改める。

第四十条中「の各号」を削る。

第四十三条第一項中「江戸川区営住宅高額所得者審査会（以下「審査会」とい

う。) を「審査会」に改める。

別表中「一八戸」を「十八戸」に、「一二戸」を「十二戸」に、「三五戸」を「三十五戸」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の改正を踏まえ、認知症等の区営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、調査等により把握した収入に基づき、区営住宅の使用料を決定することができることとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。